

**英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための  
投資優遇税制等の実態調査(概要)について**

平成26年5月  
日本証券業協会

# I . 英国調査概要



## 1 . ISA ( Individual Savings Account )

### 1-1 概要

(1) ISAには、「株式型ISA」と「預金型ISA」の2種類がある。

(株式型ISA)

- ① 口座開設資格は、18歳以上の英国居住者
- ② 年間拠出限度額(2013年度)は、11,520ポンド(約196万円) ※
- ③ 株式、公社債、投資信託などから生じる利子・配当・譲渡益が非課税

※ 年間拠出限度額は、前年9月における消費者物価指数の年間上昇率に応じて決定される。

(預金型ISA)

- ① 口座開設資格は、16歳以上の英国居住者
- ② 年間拠出限度額(2013年度)は、5,760ポンド(約98万円)
- ③ 預貯金、MMFなどから生じる利子が非課税

(2) ISA口座の開設は、株式型、預金型それぞれ、ひとり1金融機関でしか開設できない(翌年度になれば、別の金融機関で口座開設は可能)。

(3) 株式型ISAと預金型ISAの合計年間拠出限度額は11,520ポンドで、その管理は、HMRC(Her Majesty's Revenue and Customs、歳入関税庁)が行っている。

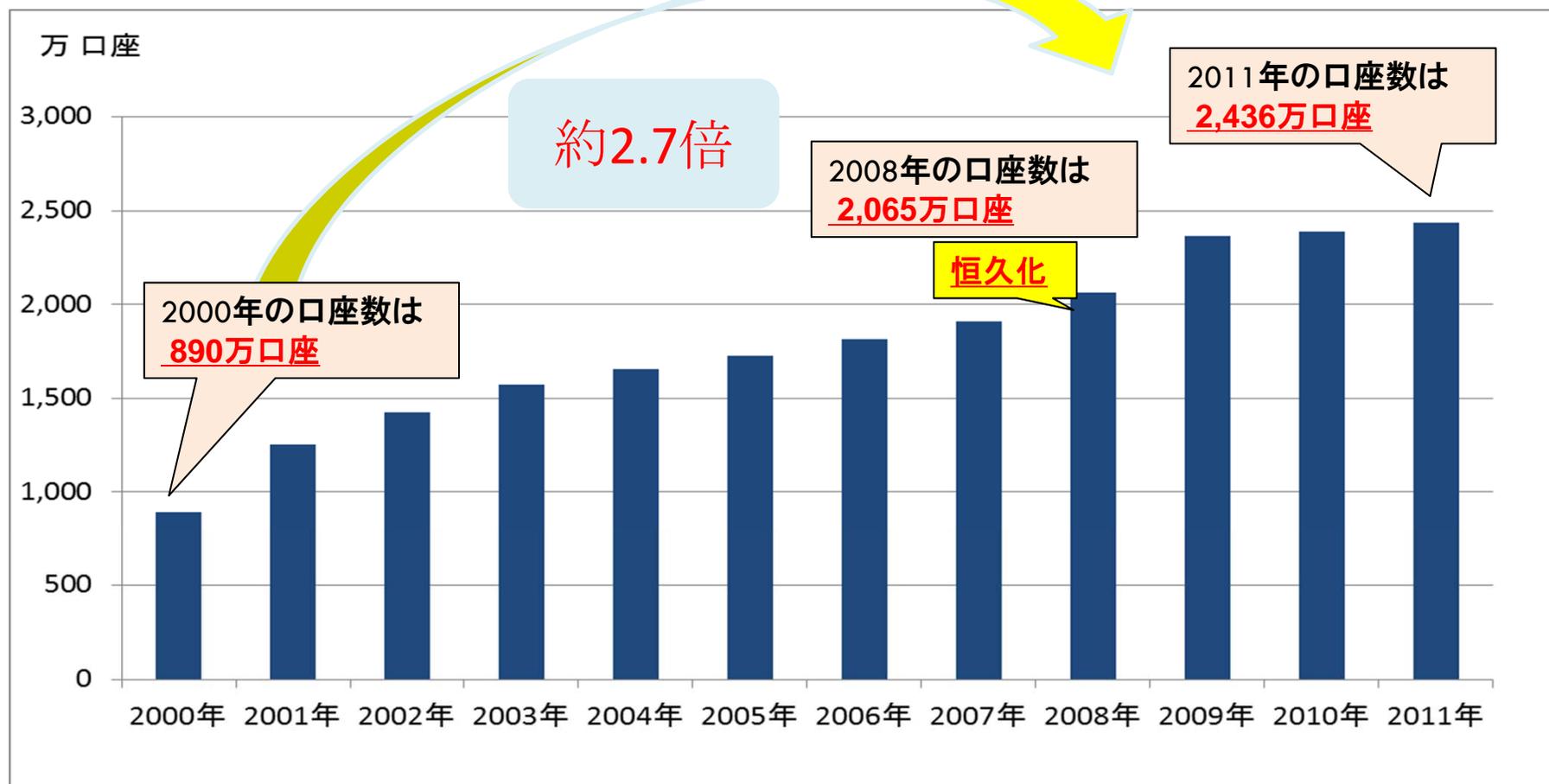
(4) 所得制限、資金の引出制限はない。

(5) スイッチングが可能

(注) 1ポンド=170円で換算

(資料1) ISAの口座数の変遷(2000年～2011年)

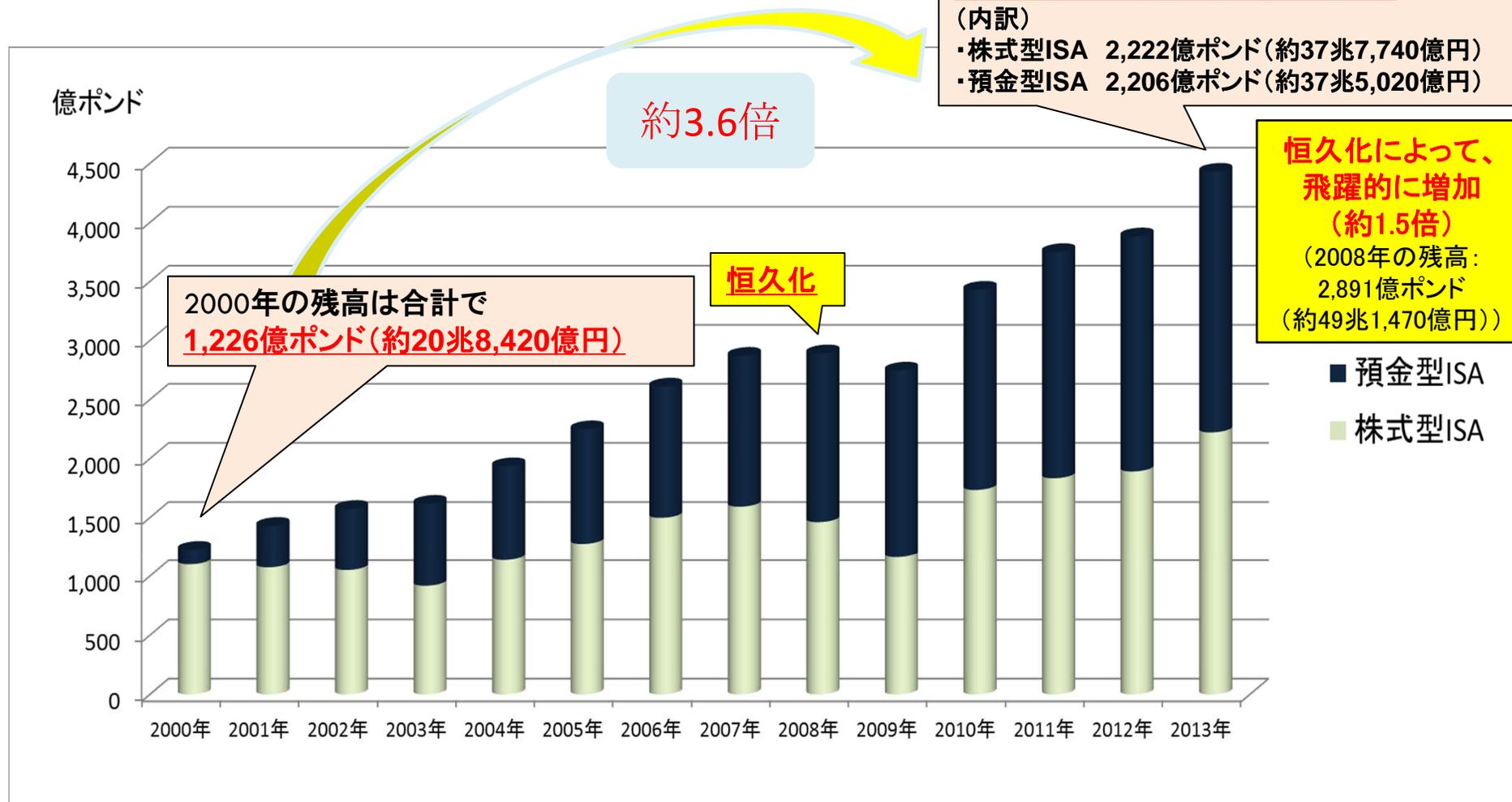
英国の総人口:約6,300万人  
うち成人人口:約4,800万人



※各年の4月5日(英国課税年度末)現在の口座数

(出所:英国歳入関税庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics を基に作成)

## (資料2) ISAの資産残高の変遷(2000年~2013年)

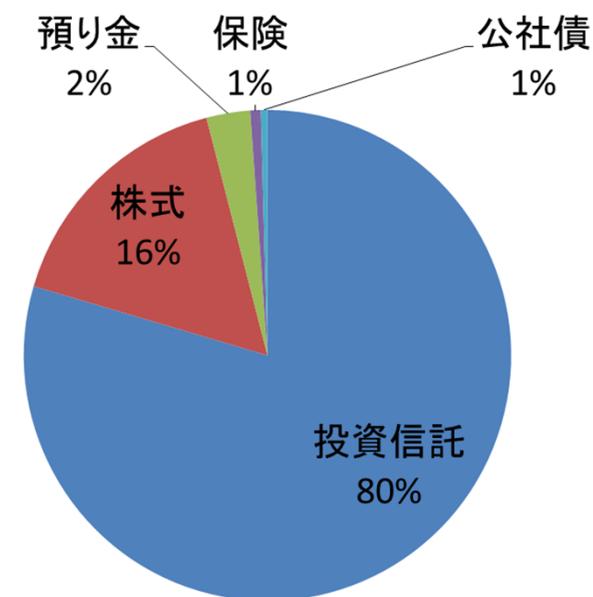
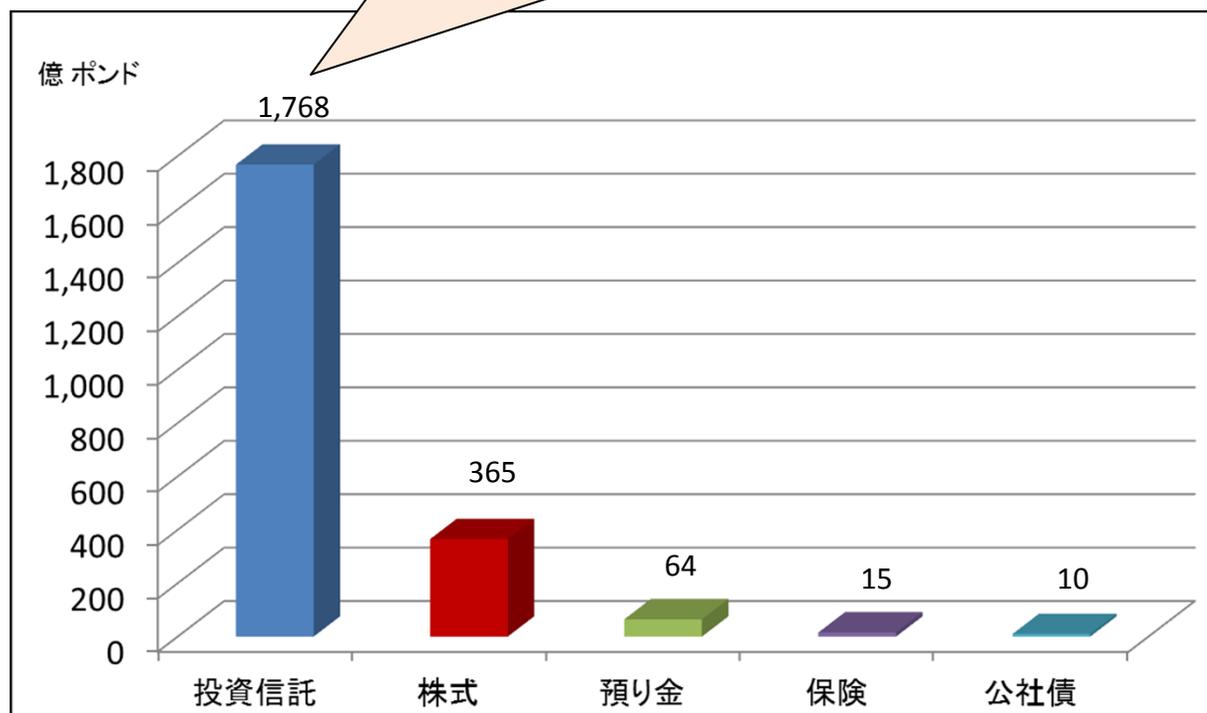


※各年の4月5日(英国課税年度末)現在の残高

(出所: 英国歳入関税庁 Individual Savings Account(ISA) Statisticsを基に作成)

### (資料3) 株式型ISAにおいて保有する金融商品の内訳(2013年)

株式型ISAの拠出総額(2,222億ポンド(約37兆7,740億円))の約8割を投資信託(1,768億ポンド(約30兆560億円))が占める。



(出所: 英国歳入関税庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2013を基に作成)

## 1-2 現状の評価

1999年にISAが導入されてから、今年で15年目を迎える。

- ① 口座開設者は約2,400万人に達し、英国の成人人口の半数がISAを保有
- ② 口座残高は4,428億ポンド(約75兆2,760億円)
- ③ 年金制度などと比べて、所得制限、引出制限がない等の制度のシンプルさが国民に受け入れられている。
- ④ 英国財務省は、ISAにより、貯蓄や投資が広く国民に普及したこと、とりわけ、低所得者層や若年者層への普及を高く評価し、制度の恒久化を決定した。
- ⑤ 制度の恒久化により、口座残高が飛躍的に増加。

## 1-3 新制度の概要

2014年3月19日に財務省がISA制度の大幅な拡充策を公表

(2014年7月1日以降から実施)

### (1) 年間拠出限度額の大幅な増額

年間拠出限度額を11,520ポンド(約196万円)から15,000ポンド(約255万円)に増額

※ 預金型ISAの年間拠出限度額も5,760ポンド(約98万円)から15,000ポンド(約255万円)に増額

### (2) 株式型ISAと預金型ISAの移管制限の撤廃

株式型ISAから預金型ISAへの移管制限が撤廃

### (3) 投資対象商品の拡大

- ① 社債に係る残存満期要件(5年間)の撤廃
- ② Peer to peer lending※を対象とする。
- ③ クラウドファンディングを対象とするか現在検討中

※ 「Peer to peer lending」とは、個人がウェブサイトを通じて拠出した資金から金利収入を得る取引

## 1-4 今後の動向

- (1) 企業年金及び個人年金における年間の非課税拠出限度額が削減(2011年に25.5万ポンド(約4,335万円)→5万ポンド(約850万円)、2013年に5万ポンド(約850万円)→4万ポンド(約680万円))されたことから、勤労者の退職資産形成手段として、拠出限度額が増額したISAが選択肢の一つになり得る。
- (2) 現在退職後の年金資産の引出しについて、一律55%の課税をアニュイティ(終身年金)を購入することにより繰延べることができることから、全体の4分の3がアニュイティを購入している。今後は、一律55%課税ではなく加入者の所得に応じた課税となる予定であることから、アニュイティ購入以外の選択が増えると予想され、ISAが退職後の資産運用の受け皿となるとの見方もある。
- (3) FCA(Financial Conduct Authority、金融行為監督機構)では、ISAでの社債に係る残存満期要件(5年間)の撤廃による短期投資の懸念や、一般的にリスクが高い「Peer to peer lending」への投資によるトラブルを懸念している。
- (4) 現在、ISAは全体的に金融トラブルとは無縁であるが、投資対象商品の拡大により、商品が複雑になればなるほど、販売・勧誘等に関するガイドライン等の強化がなされる可能性がある。

## 2 . ワークプレイスISA

### 2-1 概要

- (1) 2011年ごろから、職域におけるISA(ワークプレイスISA)が普及し始めた。
- (2) ワークプレイスISAは、一般企業が自社の従業員に提供する福利厚生の一環として導入を図っているもので、同様の福利厚生策としては、確定拠出型年金(DC)や従業員持株制度などが挙げられる。
- (3) ワークプレイスISAは、給与天引きにてISAに資金が拠出され、通常のISAと変わることなく税制優遇措置を受けることができる。
- (4) ワークプレイスISAは、特別の法規制・ガイドラインは存在せず、ISA制度の範囲(対象商品や拠出限度額等は全て同じ)で運用がなされている。
- (5) また、従業員の自社株取得を奨励するため、ワークプレイスISAを提供している企業もある。英国では、自社株保有の税制優遇制度としてSIP(Share Incentive Plan、株式奨励制度)などがあるが、SIPによって取得した自社株は取得後90日以内であれば、時価でISAに移管することができる。

## 2-2 現状の評価

- (1) 従業員にとっては、年金は退職時まで引出すことができないデメリットがあるが、ワークプレイスISAには引出制限がないため、年金よりも柔軟性があり、退職に向けた資産形成手段として利用されやすい。
- (2) 企業としては、従業員に対して年金のほかにワークプレイスISAを退職に向けた資産形成手段として提供することができる。

## 2-3 今後の動向

- (1) SIPなどの自社株保有制度を導入している企業は、ワークプレイスISAを提供することで、自社株のISAへの移管促進など、職域における福利厚生策の相乗効果を期待できる。
- (2) 企業によるマッチング拠出を可能とするよう改善を求める意見もある。
- (3) 年金制度については、運用の失敗等について雇用主の責任に関するセーフハーバー・ルールが法令上規定されているが、ワークプレイスISAではこうした法令上の規定が存在しないという課題がある。

## 3 . ジュニアISA

### 3-1 概要

(1) ジュニアISAには、「株式型ジュニアISA」と「預金型ジュニアISA」の2種類がある。

(株式型ジュニアISA)

- ① 口座開設資格は、18歳未満の英国居住者
- ② 年間拠出限度額(2013年度)は3,720ポンド(約63万円)
- ③ 株式、公社債、投資信託などから生じる利子・配当・譲渡益が非課税

(預金型ジュニアISA)

- ① 口座開設資格は、18歳未満の英国居住者
- ② 年間拠出限度額(2013年度)は3,720ポンド(約63万円)
- ③ 預貯金、MMFなどから生じる利子が非課税

(2) 親や祖父母などが資金を拠出し、子や孫の将来の資産形成のために利用されており、所得制限は設けられていない。

(3) ジュニアISA口座の開設は、株式型、預金型それぞれ、ひとり1金融機関でしか開設できない(別の金融機関で口座開設をする場合には、保有する金融商品を全て移管する必要がある)。

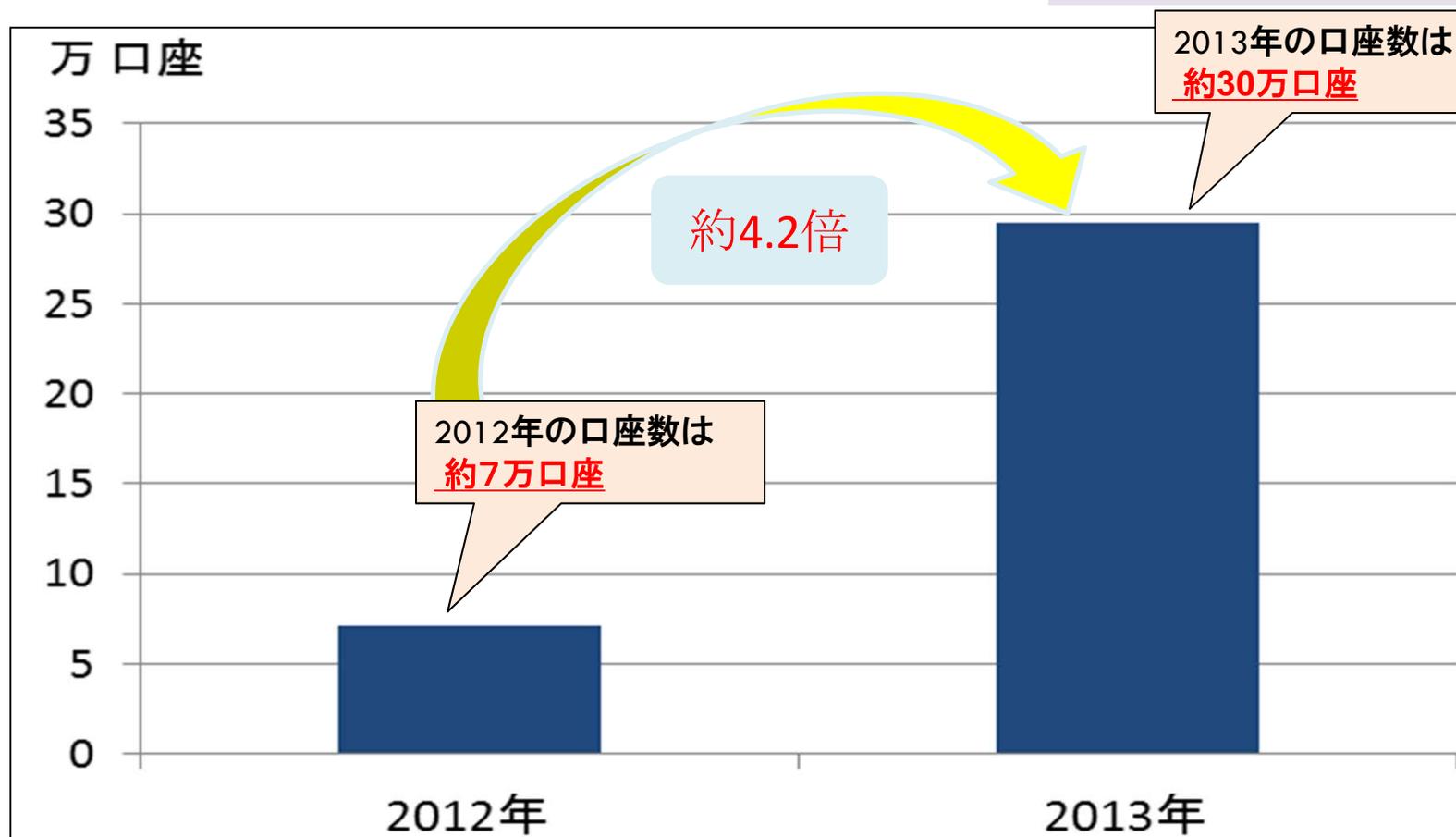
(4) 株式型ジュニアISAと預金型ジュニアISAの合計年間拠出限度額は3,720ポンドで、その管理は、HMRCが行っている。

(5) 口座開設者が18歳になるまで引出制限が設けられており、死亡又は重篤な病気の場合を除き、資金を引出すことはできない。

(6) 口座開設者が18歳になると、ジュニアISAはアダルトISAに移管される。

(資料4) ジュニアISAの口座数の変遷(2012年、2013年)

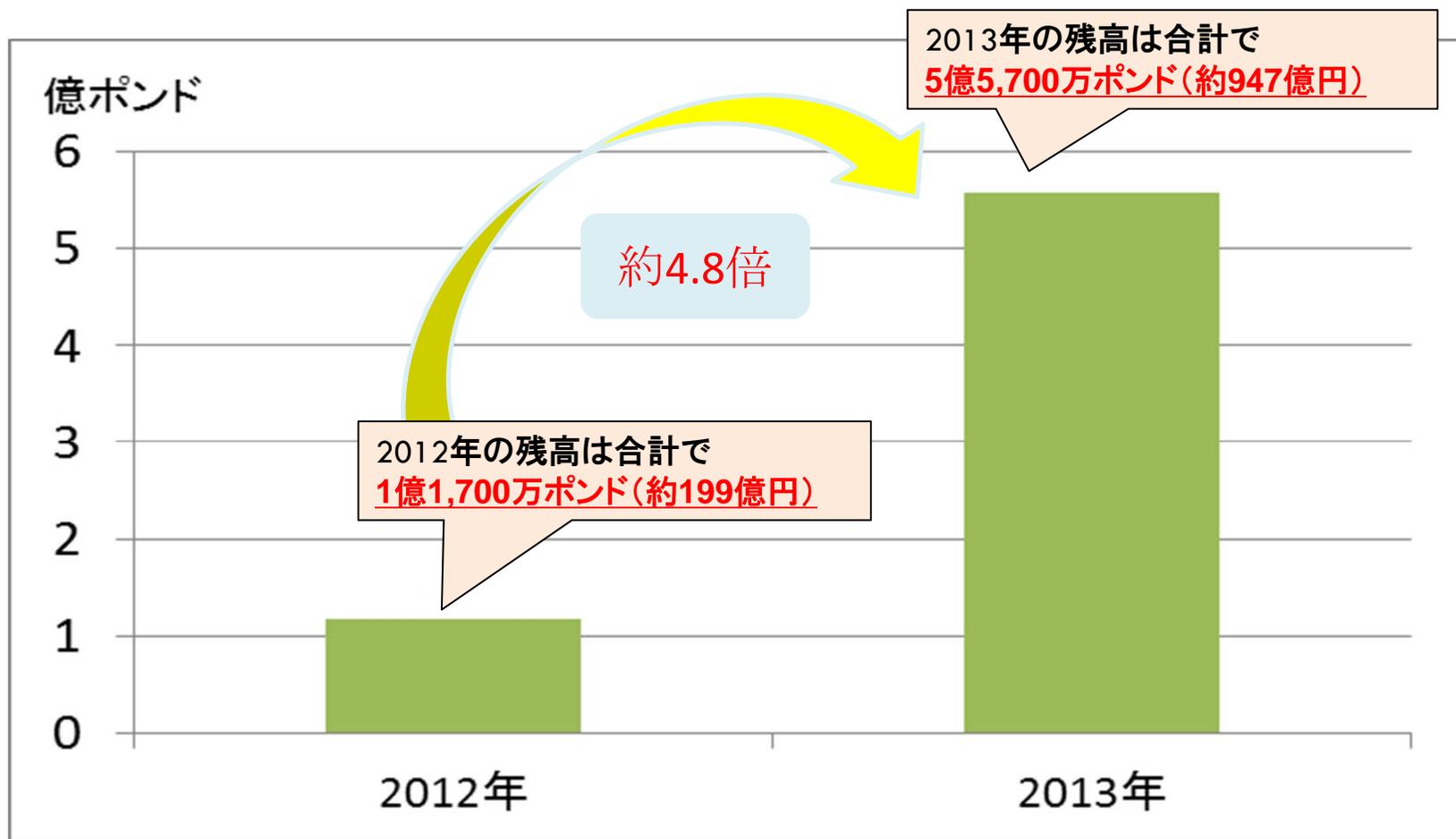
イギリスの総人口:約6,300万人  
うち未成年人口 :約1,500万人



※各年の4月5日(英国課税年度末)現在の口座数

(出所:英国歳入関税庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2013を基に作成)

(資料5) ジュニアISAの資産残高の変遷(2012年、2013年)



※各年の4月5日(英国課税年度末)現在の残高

(出所:英国歳入関税庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2013を基に作成)

## 3-2 現状の評価

(1) ジュニアISAは、CTF(チャイルド・トラスト・ファンド)※に代わり2011年11月に導入され、今年で導入から4年目を迎えている。

① 口座開設者は約30万人、残高は5億5,700万ポンド(約947億円)

② CTFの口座開設者は約600万人、残高は48億9,300万ポンド(約8,318億円)。ジュニアISAは、CTFと比べると口座数・残高ともに少ないが、制度対象者全員が自動的に口座開設されるCTFと異なり、ジュニアISAは任意で口座を開設する制度であり、英国財務省では口座数は想定どおりのペースと評価している。

③ 祖父母や第三者からの拠出も可能であり、世代間の資産移転に大きく寄与することが期待されている。

※ CTFとは、英国において2005年1月に導入された子ども向け税制優遇貯蓄スキーム。CTFで保有する金融商品から生じる利子、配当、譲渡益が非課税となる。CTFでは、子どもの誕生時と7歳の誕生日の2回、国から補助金(それぞれ250ポンド(約42,500円))が支給される。

(2) 子どもが18歳になるまで引出制限が課されることに対し賛否があるが、ジュニアISAに拠出された資金が浪費されないというメリットも評価されている。

### 3-3 新制度の概要

2014年3月19日、財務省はアダルトISAに合わせてジュニアISA制度の拡充策を公表

(2014年7月1日以降から実施)

○ 年間拠出限度額の増額

年間拠出限度額を3,720ポンド(約63万円)から4,000ポンド(約68万円)に増額

(2015年4月から実施予定)

○ CTFからジュニアISAへのロールオーバーが可能となる見通し

### 3-4 今後の展望等

- (1) ジュニアISAは、拠出限度額が引上げられ、CTFからのロールオーバーも可能となることが見込まれるため、今後もさらなる拡大が期待される。
- (2) ジュニアISAは、アダルトISAとは異なり、金融機関を変更する場合には、残高を全て移管する必要があるため、利用者の利便性向上の観点から改善を求める意見がある。
- (3) 英国では、2014年9月から、次のとおり、公立学校のカリキュラムに金融教育が盛り込まれることから、今後も貯蓄や投資に対する社会全体での取組みが進められていくことが予想される。
  - ① 「数学」と「公民」のカリキュラムに金融教育に関する内容が盛り込まれる。
  - ② 金融教育の対象は、Key Stage3(11～14歳)とKey Stage4(14～16歳)※
  - ③ 具体的な内容は、数学では、単利計算などが、公民では、保険、貯蓄と年金、金融商品と金融サービスなどが盛り込まれる。

※ 年齢区分によって4つの教育段階(Key Stage)に分けられている。

## Ⅱ．米国調査概要



### 1．529プラン

#### 1-1 概要

(1) 529プランは1988年にミシガン州ではじまった教育資金税制優遇制度※

※ 529プランは、内国歳入法529条によって認可され、各州が個別に導入を決定

(2) 529プランは「前払型」と「貯蓄型」がある。現在、貯蓄型が全体の90%を占める。

(前払型)

- ① 前払型は現在の水準の学費をあらかじめ支払うことで将来の学費高騰に備える制度
- ② 財政上の理由から新規受付を中止する州もある。

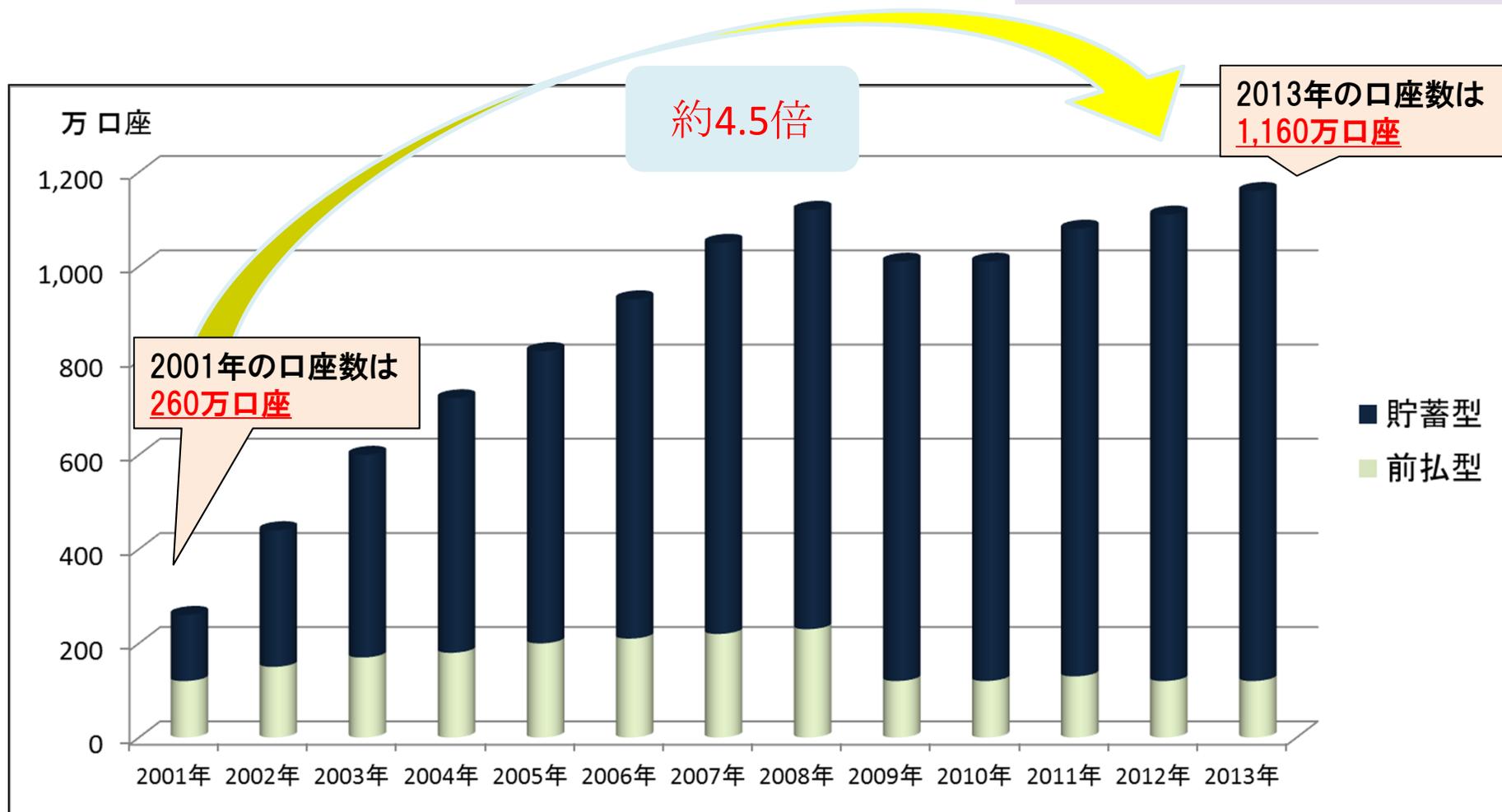
(貯蓄型)

- ① 貯蓄型は将来の大学教育資金のために資産形成を行う制度
- ② 拠出限度額は州によって異なるが、20万ドル(約2,040万円)から40万ドル(約4,080万円)が上限となっている。運用益が非課税となるほか、拠出に際して贈与税の特例(非課税枠の5年分の前倒し(7万ドル(約714万円)))や、州税の優遇がある。
- ③ 導入州が増え続け、現在は全米50州のうち49州とコロンビア特別区で導入されている。
- ④ 口座数及び資産残高の増加が続いている。
- ⑤ 教育目的ではない引出については、追加してペナルティ税(10%)が課される。

(注) 1ドル=102円で換算

(資料6) 529プランの口座数の変遷(2001年～2013年)

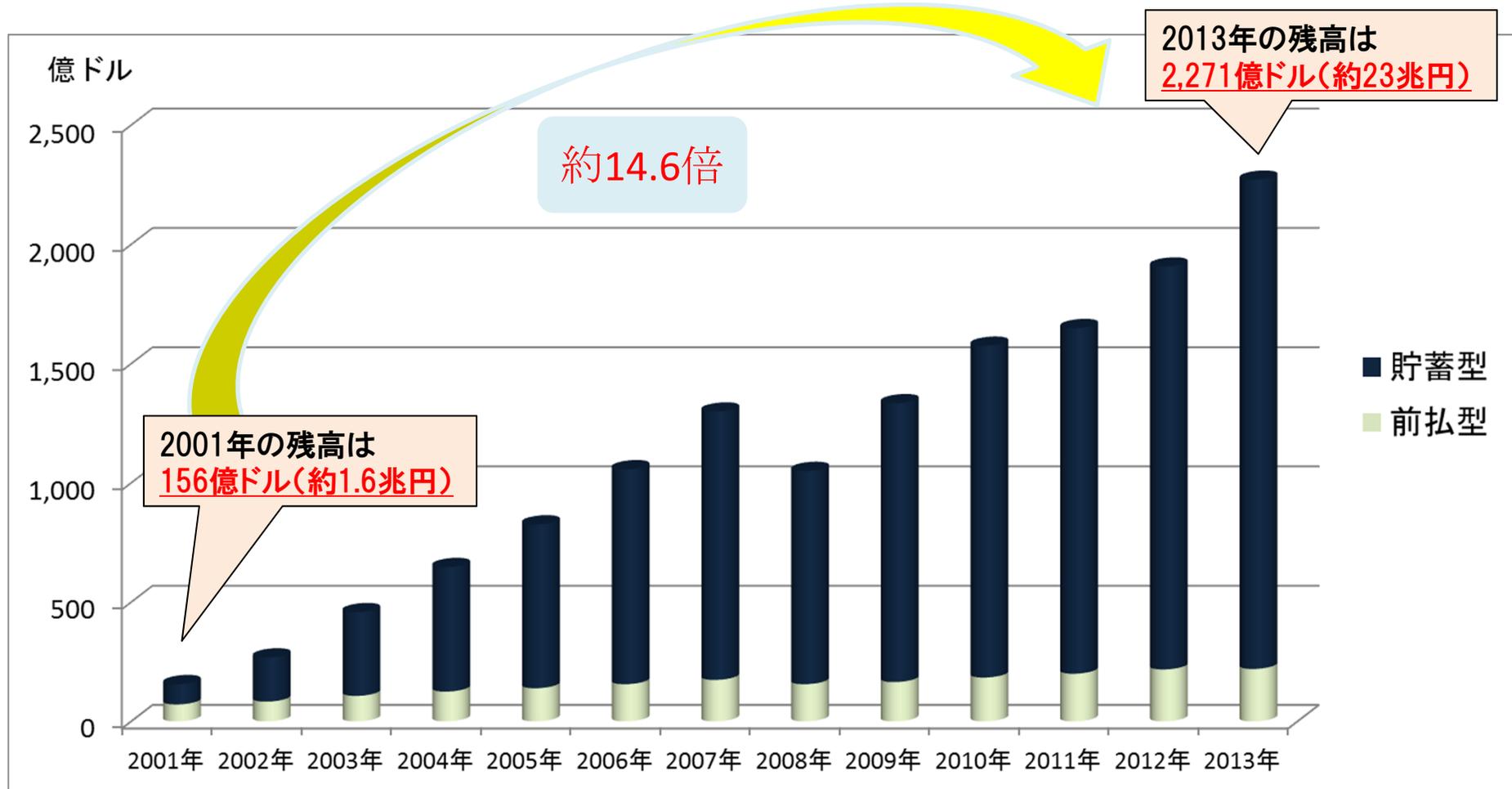
アメリカの総人口:約3億800万人  
うち未成年人口 :約8,300万人



※各年12月末時点の口座数

(出所:ICI 529 Plan Program Statistics Fourth Quarter 2013を基に作成)

(資料7) 529プランの資産残高の変遷(2001年～2013年)



※各年12月末時点の残高

(出所:ICI 529 Plan Program Statistics Fourth Quarter 2013を基に作成)

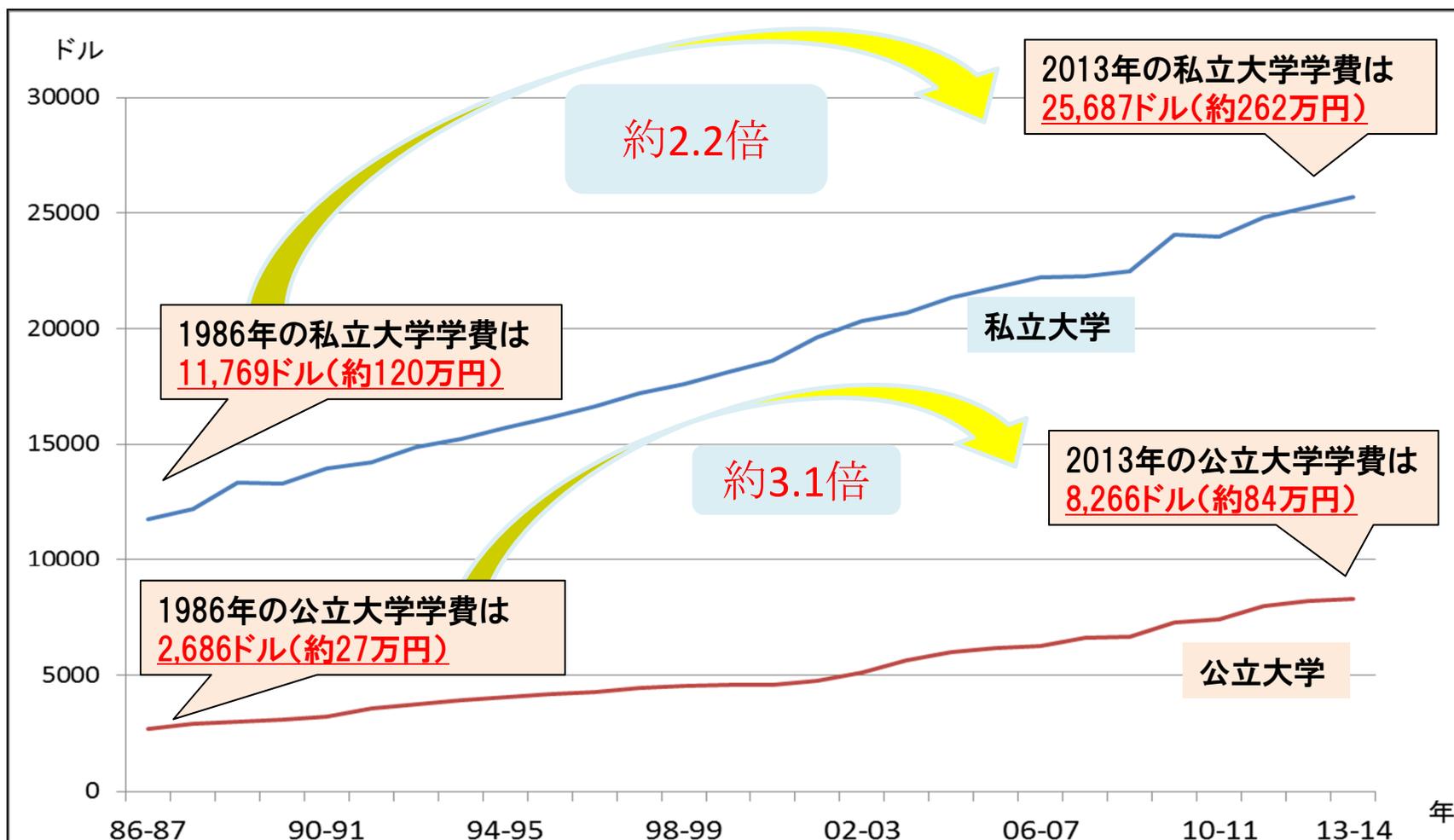
## 1-2 現状の評価

- (1) ミシガン州から導入された制度であるが、他州へも拡大し、現在では、ほぼ全ての州で制度が導入されている。
  - ① 口座数は1,160万口座、残高は2,271億ドル(約23兆円)
  - ② 子どものいる家庭の15%が529プランを利用している。
- (2) 州が制度運営主体となり、契約金融機関や投資対象商品を選定しているため、投資者の信頼は高い。
  - ① 各州は、自動車免許証の更新通知の際に529プランの広告を同封したり、子どもが出生したときに529プランの案内を行うなどの広報活動を行っている。そのほか、州内の学校でのプレゼンや教員に対するワークショップを行うなどの普及活動も行われている。
  - ② 米国議会議員にも多くの支持者がいる。
- (3) 口座開設者の所得や年齢制限がないこと、親だけでなく祖父母も口座開設・利用できることから、世代間資産移転も促進されている。

## 1—3 今後の展望

- (1) 現在米国では、高等教育費は毎年上昇しているが、奨学金は学費の上昇率をカバーできるほど上昇しておらず、十分な貯蓄がない状態で奨学金のみに頼る家計では、不足分は教育ローンを利用するほかない。教育ローンの利用は急激に増加しており、現在、米国の教育ローンの残高は1兆ドル(約102兆円)を超え、深刻な社会問題となっている。
- (2) 529プランを活用することにより、大学卒業後の教育ローン負担が軽減でき、その後の資産形成(例えば住宅取得や退職資産形成など)へとつなげていくことが容易になることから、近年は529プランへの注目が高まっている。
- (3) 529プランは金融危機を経ても貯蓄型を中心に口座数・資産残高の増加が続いており、今後も拡大していくと見込まれている。
- (4) 今後の制度の改善点としては、情報開示の在り方が挙げられる。各州で異なるプランを提供していることから、手数料や利用条件などの開示方法が異なるため、投資者が各州のプランを比較しやすいよう、開示方法の標準化に向けた取組みが進められている。
- (5) 投資者にとって制度をより使いやすいものにするため、米国議会でも様々な提案がなされており、改善へ向けた努力が続けられている。具体的には、低所得者に対する所得控除の付与や、ペナルティ課税の例外規定の拡充(対象となる教育費用の拡大や30歳までの身体障害に伴う医療費への支出を含めることなど)が挙げられている。

(資料8) 米国の年間大学授業料の推移(1986年～2013年)



(出所: College Board Trends in College Pricing 2013を基に作成)

## 2 . 米国の年金改革について ( 参考 )

### 2-1 IRAの概要

- (1) 企業が自社の従業員に年金プランを提供する401kと比較して、誰でも加入が可能なIRA (Individual Retirement Account、個人退職勘定)の利用割合が増加している。
- (2) IRAは、1974年に成立したERISA (Employee Retirement Income Security Act、従業員退職所得保障法)によって導入された制度。導入の目的は、企業年金に加入することができない自営業者や中小企業の従業員に対して退職貯蓄口座を提供することである。
- (3) 1997年にRoth IRAが新設された。Roth IRAは、IRA・401kとは異なり、拠出時に課税がなされ、給付時に非課税となる。

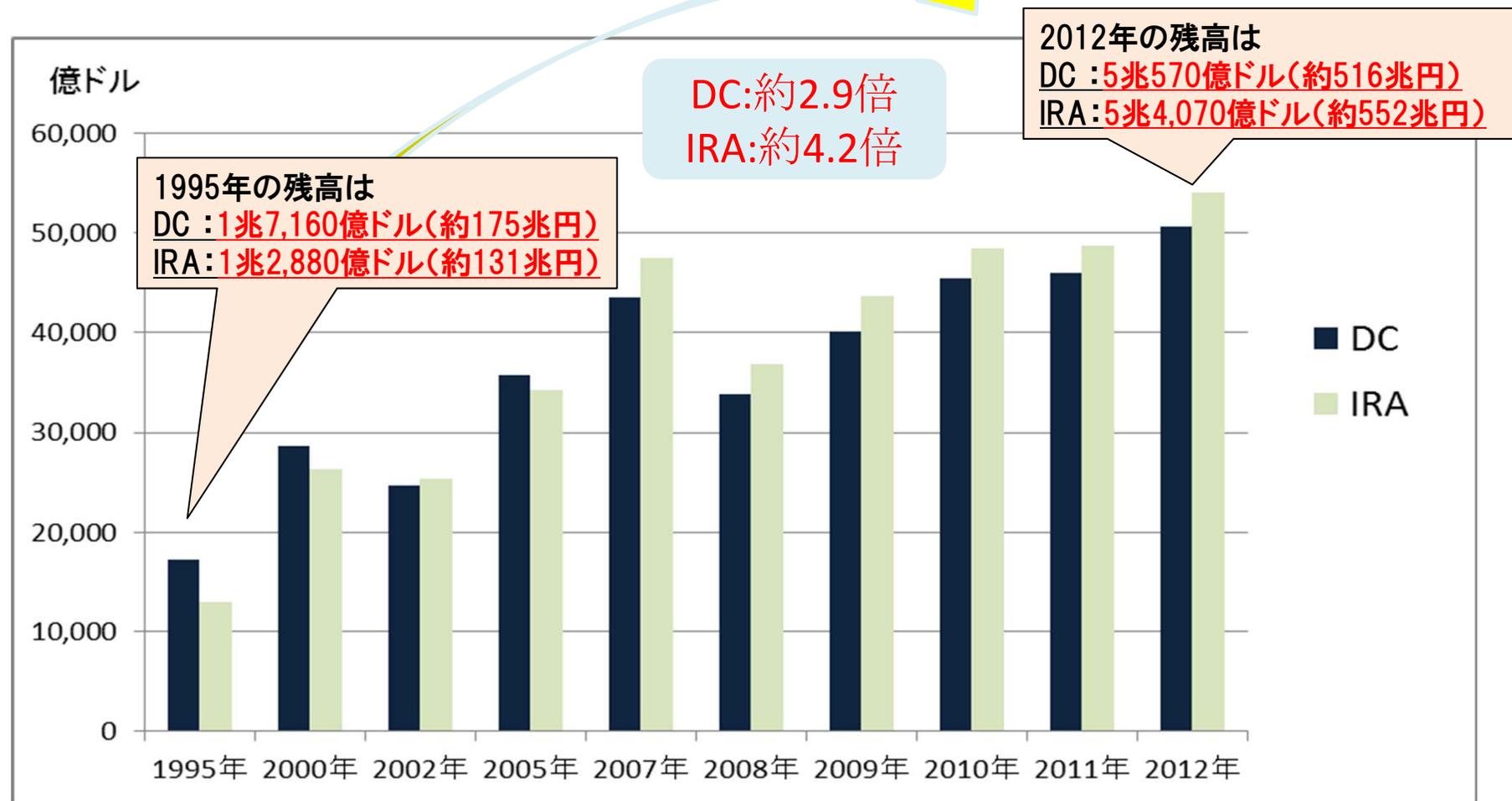
## (資料9) 401k、IRAの仕組み

	401k		IRA	
	401k	Roth 401k	IRA	Roth IRA
対象者	401k プラン提供企業の従業員		70.5 歳までの所得のある者 (所得制限なし)	所得のある者 (所得制限あり)
引出年齢 (※)	59.5 歳から引出可能 70.5 歳までに引出開始義務		59.5 歳から引出可能 70.5 歳までに引出開始義務	59.5 歳から引出可能
拠出 限度額	50 歳未満：17,500 ドル (企業拠出と従業員拠出を合わせた限度額は 52,000 ドル) 50 歳以上：23,000 ドル (企業拠出と従業員拠出を合わせた限度額は 57,500 ドル)		50 歳未満：5,500 ドル 50 歳以上：6,500 ドル	
拠出時	非課税	課税	非課税	課税
運用時	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	非課税	課税	非課税

※59.5歳未満の引出については10%のペナルティ課税。ただし、死亡・重度障害時などのペナルティ課税の例外規定がそれぞれ異なる。

(出所：日本証券業協会作成)

## (資料10) DCとIRAの資産残高の変遷



※1 DC(確定拠出型年金)は、401k、403b(公立学校/非営利病院/その他の非営利団体の被用者向けのプラン)、457(政府/行政機関の職員向けのプラン)、その他のDCプランの合計である。

※2 各年12月末時点の残高

(出所:ICI 2013 Investment Company Fact Bookを基に作成)

## 2-2 今後の展望

退職プランへの加入割合の引上げのため、現在2つの提案がなされている。

### (1)「myRA」の創設

低所得者層が加入しやすい貯蓄制度として、オバマ大統領は新たに「myRA」の創設を提案している。myRAは、Roth IRAの一種で投資対象商品を米国債のみに限定した制度。拠出総額が15,000ドル(約153万円)に達した場合は、myRAはRoth IRAに移管される。

### (2)従業員のIRAへの自動加入義務付け

年金プランを提供していない企業に対して、従業員のIRAへの自動加入義務付けが提案されている。ただし、この提案は企業側に義務を課すため大きな反対があり、実現の目途は立っていない。

以 上

## ○ 調査概要

1. 調査日程 2014年3月26日から28日(英国)、3月31日から4月3日(米国)

### 2. 調査先

#### (1) 英国

- ① 英国財務省(Her Majesty's Treasury(HMT))
- ② 英国歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs(HMRC))
- ③ 金融行為監督機構(Financial Conduct Authority(FCA))
- ④ 業界団体
- ⑤ 販売会社
- ⑥ ジャーナリスト

#### (2) 米国

- ① 米国財務省(U.S. Department of the Treasury)
- ② 州機関
- ③ 業界団体
- ④ 販売会社